

「交通空白」の解消に向けた国の政策動向について

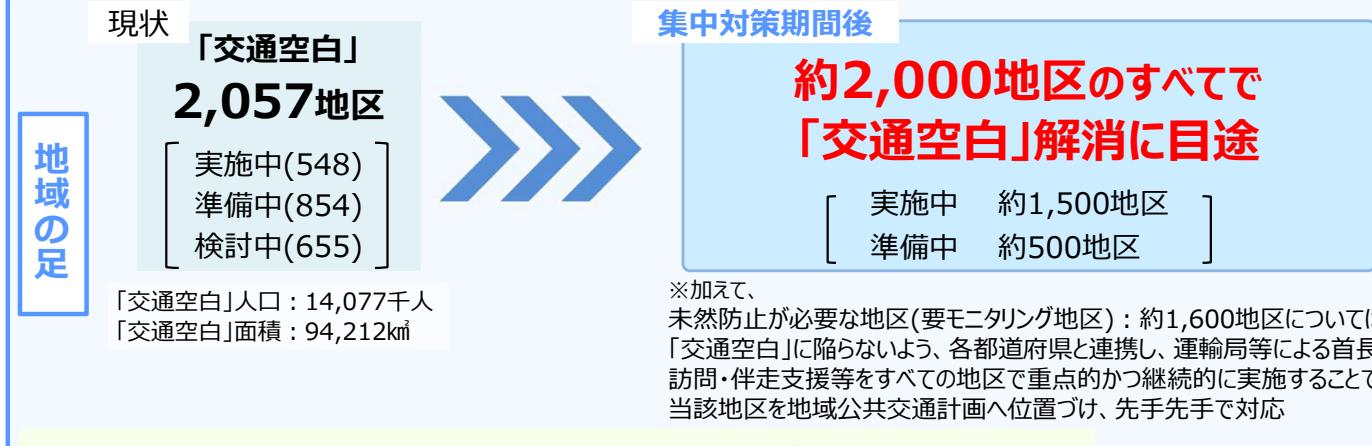
内閣府沖縄総合事務局運輸部

「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針(概要)

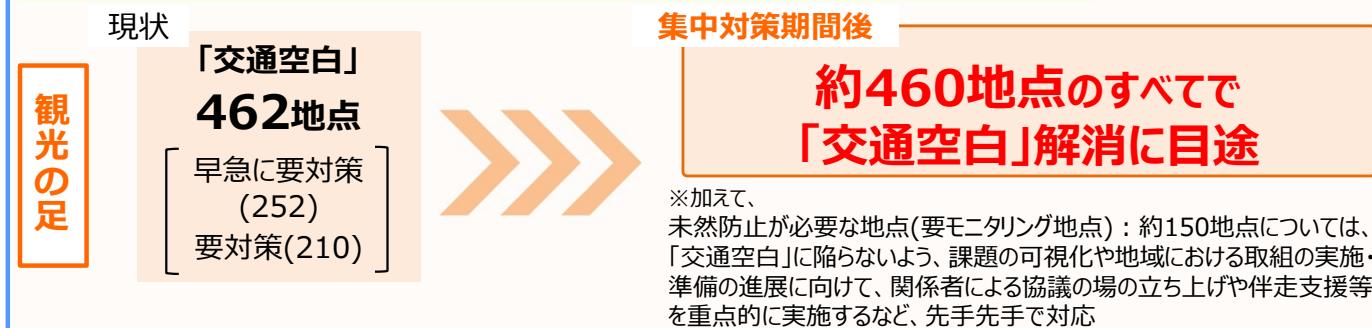
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

集中対策期間（令和7～9年度）において、全国の「交通空白」解消に早急に取り組むとともに、集中対策期間後も見据え、加速する人口減少・高齢化への対応やインバウンドの地方誘客に向け、今後発生する「交通空白」への対応のほか、「交通空白」を発生させない先手先手の対応に向け、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する。

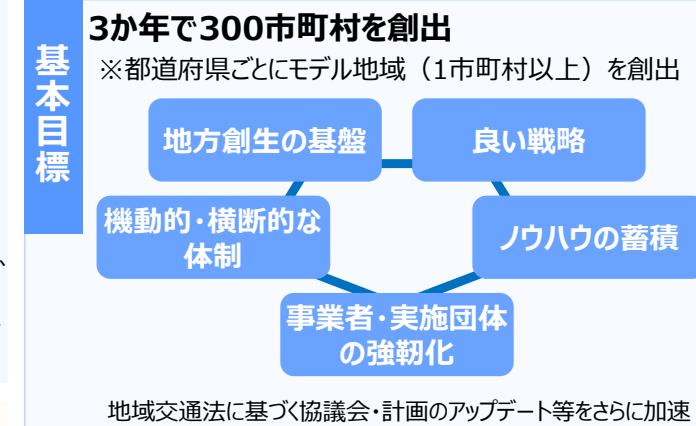
(1) 目の前の「交通空白」への対応



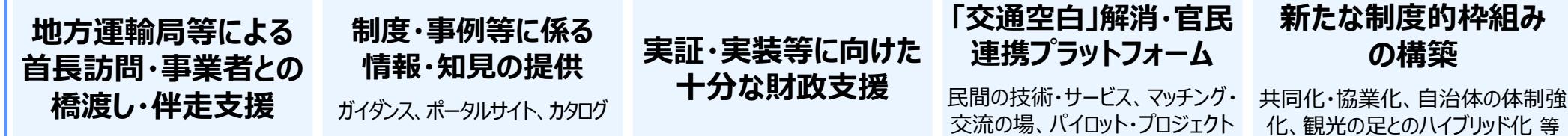
「地域の足」×「観光の足」の総合的な確保（ハイブリッド化）も推進



(2) 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり



国による総合的な後押し



とりまとめの内容

1. 共同化・協業化の推進

- 担い手不足をはじめ供給面の制約から地域旅客運送サービスの提供に課題が生じている状況に対応するためには、交通事業者、交通事業者以外の関係者（施設送迎）、地方公共団体の共同化・協業化を進めていくことが必要。
- 「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。
- 航路事業において、船舶の法定検査期間中の運休・減便回避のため、他の事業者から代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業を、地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設するなどの制度的な対応を講じるべきである。
- これに加え、共同化・協業化に係る体制整備や設備投資のため財政投融資も含めた財政上の支援により、これらの取組を強力に推進すべきである。

2. 地方公共団体を支援する外部組織の活用

- 地方公共団体が地域交通施策に取り組む上で、人員やノウハウの不足が大きな課題となっている。
- 関係者の連携・調整を図りながら地域交通施策の推進に貢献する外部組織「連携促進団体（仮称）」が、地方公共団体を補完する存在として役割を果たせるよう、法定協議会への参加や地域公共交通計画の検討・提案が行えるようにするなど、地域交通法において制度的な位置づけを規定すべきである。

3. 公共ライドシェアの実施主体

- 広域での輸送ニーズに対応するため、一部事務組合、広域連合、都道府県等も公共ライドシェアの実施主体に追加することを検討すべきである。

4. データの利活用

- データの外部への共有やアクセス範囲などのプロセスをガイドラインで明確化しつつ、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- 地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に關し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとすることを、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に關わる事項の取扱いに留意するべきである。

とりまとめの内容

5. 法定協議会の運営

- 交通事業者が路線等の休廃止に係る情報提供を事前に行うように努め、代替交通の確保に係る協議を行うこととすることを、地域交通法の基本方針において明確化するなどの措置を検討すべきである。
- 法定協議会の議決方法について、関係者の意見聴取の機会を確保したうえで、多数決も含めて協議会の議決を行うことが可能な旨を同基本方針において明確にし、迅速かつ効果的な意思決定ができるような協議会運営ができるように検討すべきである。

6. 観光需要を踏まえた相乗効果の発揮

- 地域公共交通計画の策定に当たって、地域住民の移動とあわせて、観光客の移動のための需要を考慮することを、地域交通法の基本方針において明確化すべきである。

＜スケジュール＞

6月27日	第1回 地域公共交通の現状、本検討会での検討事項・論点、関係者ヒアリング
8月25日	第2回 検討事項・論点の整理、関係者ヒアリング
9月29日	第3回 とりまとめ（素案）、関係者ヒアリング
12月16日	第4回 とりまとめ（案）

委員・臨時委員

＜委員＞◎は部会長

池之谷 潤	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
大井 尚司	大分大学経済学部門教授
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
清水 希容子	島根大学材料エネルギー学部教授
須田 義大	東京工科大学片柳研究所教授
竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
◎山内 弘隆	一橋大学名誉教授

＜臨時委員＞

阿部 守一	長野県知事
石田 東生	筑波大学名誉教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授
河合 優子	西村あさひ法律事務所弁護士
神田 佑亮	吳工業高等専門学校
熊谷 雄一	環境都市工学分野教授
未来モビリティ研究センター長	青森県八戸市長
中村 文彦	東京大学大学院
松井 一實	新領域創成科学研究科特任教授
吉田 樹	広島県広島市長
	福島大学経済経営学類教授、前橋工科大学学術研究院特任教授

オブザーバー

渡邊 一陽	一般社団法人日本民営鉄道協会副会長、地方交通委員会委員長
伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長
金田 学	第三セクター鉄道等協議会会長
田端 英明	公益社団法人日本バス協会地方交通委員会委員長
田中 亮一郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会副会長・地域交通委員会委員長
有村 和晃	一般社団法人日本旅客船協会副会長
池上 明子	一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会理事

このほか、国土交通省関係部局及び関係省庁も参画

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等

- 令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円
- ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 - ：令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4, 597億円の内数
 - ・鉄道施設総合安全対策事業費
 - ：令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
 - ・訪日外国人旅行者受入環境整備
 - ：令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し

（運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援）



複数事業者による
共同化

- 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進

（複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等）

➤ 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化

（地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援）

➤ デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し

（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備



自動運転バス

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ 地域交通DX(COMmmONS等)による生産性等の向上

（システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援）

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



ハイブリッド気動車イメージ

新造車両・ICカードの導入

■ ローカル鉄道再構築

（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策

- 安全に問題があるバス停の移設等

12月16日に成立した令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1.「交通空白」解消タイプ



- ▶ **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から実証運行までトータルで支援
- ▶ 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2／3（上限1億円）**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1／3（定額無し）

2.共同化・協業化促進タイプ



- ▶ **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から実証運行までトータルで支援
- ▶ 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2／3（上限1億2,000万円）**

3.地域交通DX推進タイプ



- ▶ 事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援
- ▶ 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1／2～2／3（上限1億円）**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

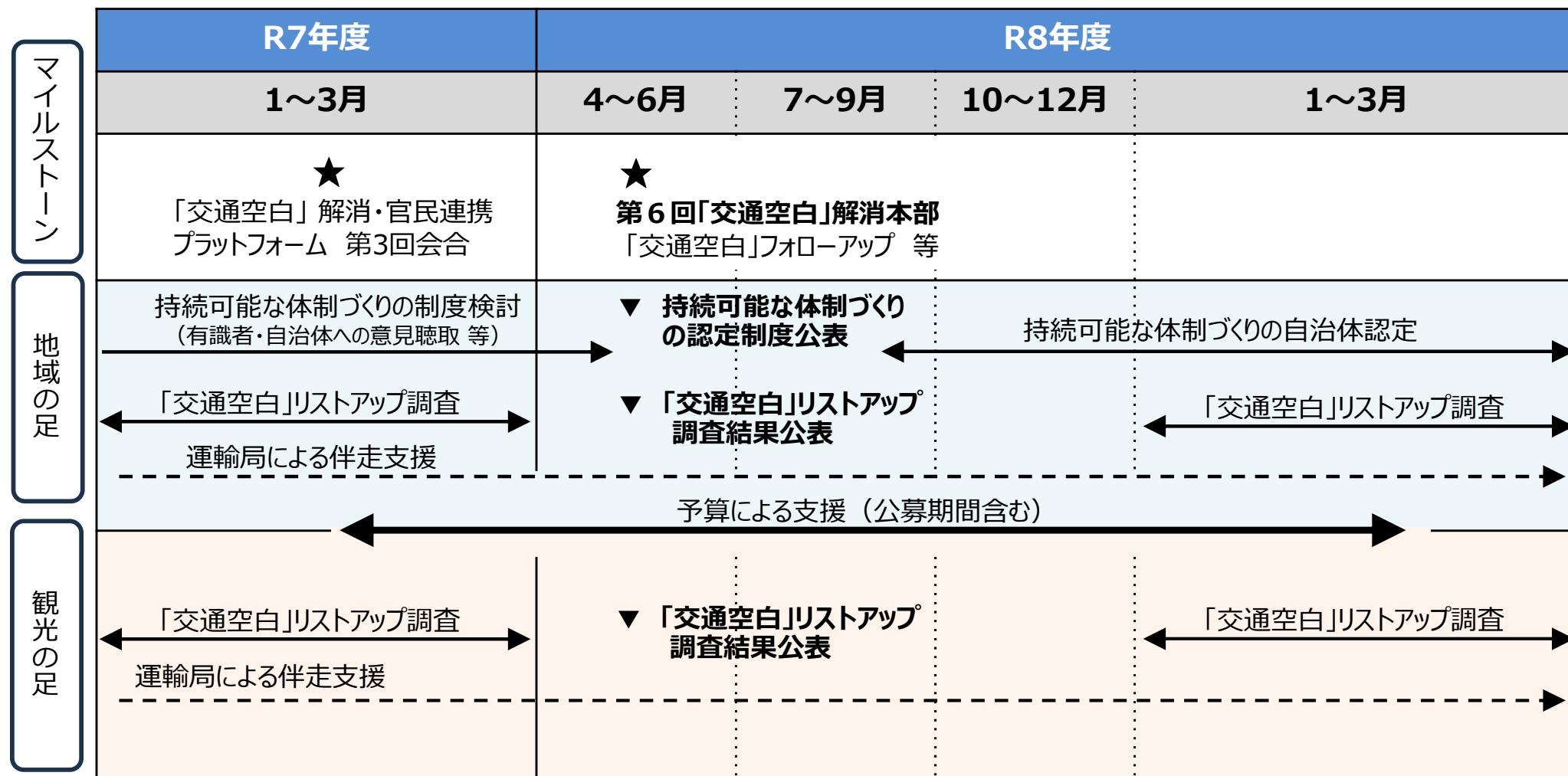
4.モビリティ人材・組織育成タイプ



- ▶ 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない持続可能な地域交通を実現するための体制整備に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う団体や人材の育成等を支援
- ▶ 補助率：**定額（上限3,000万円）**

「交通空白」解消に向けた今後の流れ

- 「交通空白解消・集中対策期間（令和7年度～9年度）」において、自治体や交通事業者による個々の「交通空白」解消の取組を促し、財政支援や事務打合せ等、総合的に後押しを行う。
- 「交通空白」解消の進捗状況について、再度リストアップ調査を実施し、第6回「交通空白」解消本部にて公表する。
- 地域の足については、「交通空白」地区のフォローアップに加え、「持続可能な体制づくり」について、第6回「交通空白」解消本部（令和8年5月予定）において、認定制度の公表を行う。
- 観光の足については、地方誘客をより一層推進する観点から、各地域の観光ニーズに対応した二次交通の確保・充実とわかりやすい情報発信を進める。





令和7年の調査において把握した**全国約2,500地区の「交通空白」地区等**に関する**解消の取組の進捗を確認する**とともに、**調査後に新たに発生した「交通空白」地区等を把握**することを目的に、令和8年も「交通空白」リストアップ調査を**全市区町村に対して実施**。

(実施時期：令和8年2月2日（月）～27日（金）)

調査方針

令和8年度「交通空白」関連予算において、「交通空白」リストアップ調査との連動を強化する方向

＜調査対象＞

➤ 全市区町村を対象

- 令和7年調査と同様に全市区町村を対象とし、「交通空白」解消の進捗等を確認。

※回答結果は、都道府県における市区町村への支援体制構築を促進するため、管轄する都道府県に共有する。

＜調査方針＞

①令和7年のリストアップ調査における「交通空白」地区・要モニタリング地区の進捗状況

(例)「検討中」→「準備中」、「要モニタリング地区解消」など

②新規に「交通空白」地区・要モニタリング地区となった地区的把握

※①の場合はステータス変更の要因、予算措置による効果、今後の事業スケジュール等を詳細に記載することを求める。

※②の場合は令和7年度の調査からの変更理由を詳細に記載することを求める。
(例) 令和7年にバス路線廃止の方針が打ち出され、それに伴い●●地区が新たに「交通空白」地区となる見込み

＜実施時期＞

➤ 令和8年2月2日(月)～27日(金)

スケジュール



第5回「交通空白」解消本部
において事前アンケート

調査実施

フォローアップ
及び内容の精査

第6回「交通空白」解消本部
で公表



令和7年の調査において把握した全国約460地点の「交通空白」地点等に関する解消の取組の進捗を確認とともに、調査後に新たに発生した「交通空白」地点等を把握することを目的に、令和8年も「交通空白」リストアップ調査を地方自治体、観光協会、DMO等に対して実施。

(実施時期：令和8年2月2日（月）～27日（金）)

調査方針

令和8年度「交通空白」関連予算において、「交通空白」リストアップ調査との連動を強化する方向

＜調査対象＞

- 地方自治体、観光協会、DMO（観光地域づくり法人）
 - 「交通空白」解消の進捗等を確認。
- ※回答結果は、地域における支援体制構築を促進するため、地域の関係者に必要に応じて共有する。

＜調査方針＞

- 令和7年のリストアップ調査における「交通空白」地点・要モニタリング地点の進捗状況
(例) 新たな取組の開始、具体的な検討の進捗など
- 新規に「交通空白」地点・要モニタリング地点となった地区的把握

※①の場合は具体的な取組の詳細や、検討状況を詳細に記載することを求める。

※②の場合は令和7年の調査からの変更理由を詳細に記載することを求める。

＜実施時期＞

- 令和8年2月2日（月）～27日（金）

スケジュール



第5回「交通空白」解消本部
において事前アンケート

調査実施

フォローアップ
及び内容の精査

第6回「交通空白」解消本部
で公表